

電気学会細則

(最終改正：平成19年4月25日)

第1章 入会および入会金

(入会)

第1条 会員になるには、所定の入会申込書に入会金および会費を添えて、会長に提出するものとする。

(入会金)

第2条 定款第8条第1項に規定する入会金は、次のとおりとする。

- | | |
|------|--------|
| 一 正員 | 1,200円 |
| 二 准員 | 800円 |

(入会金不要の場合)

第3条 会員の種別が変更される場合には、入会金を要しない。

(入会金の免除)

第4条 名誉員、学生員、事業維持員および賛助員は、入会金を要しない。

第2章 会員種別および変更

(賛助員)

第5条 定款第5条第1項第六号に規定する賛助員とは、100万円以上もしくはこれに相当する物件を寄付した個人をいう。

(終身会員)

第6条 定款第6条第1項第二号に規定する終身会員とは、次の金額を納入した正員をいう。

20年以上21年未満の場合200,000円、21年以上45年未満の場合200,000円から21年を越えた年数1年につき8,000円を減じた額

(会員種別の変更)

第7条 准員で学校卒業者は、卒業後次の基準年限を経過したときは、理事会の議決によって正員に推薦し、その旨を通知する。

- | | |
|---------------|----|
| 一 大学学部卒業者 | 2年 |
| 二 短期大学卒業者 | 4年 |
| 三 工業高等専門学校卒業者 | 4年 |
| 四 工業高等学校卒業者 | 6年 |

2 准員で前項以外の者は、これに準ずる。

第8条 学生員は学校卒業とともに准員に推薦し、その旨を通知する。ただし、大学院生（修士ならびに博士課程）は、申し出により、学生員として扱われることができる。この場合大学院離籍時には、学部卒業後の経過年数が2年以下であれば准員に、2年を超過していれば正員にそれぞれ推薦

される。

第3章 会費

(会費)

第9条 定款第8条第1項に規定する年会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| 一 正員 | 10,000円 |
| 二 准員 | 5,400円 |
| 三 学生員 | 3,000円 |
| 四 事業維持員1口 | 30,000円(1口以上) |

2 名誉員は、会費を納めることを要しない。

3 団体扱い職域において個人会員会費徴収を行う場合、会員一人につき会費の5%を免除する。

(会費の納入)

第10条 正員、准員および学生員の会費は、毎年4月から3月に至る1年分をその年の3月末日までに全納することを原則とする。

なお、毎年4月から9月に至る半個年分をその年の3月末日までに、10月から3月に至る半個年分を9月末日までに分納しても差し支えない。

また、5人以上が1団となる場合は、あらかじめ定められた責任者が、その会費を取りまとめ、毎月分納することができる。

第11条 会費は、入会の月から納入するものとする。

准員および学生員の種別を変更したものは、種別変更の月から新種別に相当する会費を納入するものとする。

(会誌の発送停止)

第12条 会員は、会費の滞納1カ月で、会誌の発送を停止される。停止された会誌は、会費を完納した場合でも配布を受けられないことがある。

第4章 役員および評議員

(役員の数)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- | | |
|------|--|
| 一 理事 | 24名(会長1名、会長代理1名、副会長4名、常務理事4名、専務理事1名、部門長4名、支部長9名) |
| 二 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第14条 定款第14条に規定する役員を選出は、次の各号による。

- | |
|-------------------------------|
| 一 会長、副会長には、会長代理、常務理事がそれぞれ昇格する |
|-------------------------------|

二 会長代理、常務理事、監事は、正員の中から
正員の投票により選出する

三 専務理事は、理事会で選出する

(役員の補充)

第15条 会長、部門長、支部長以外の役員中に欠員
を生じたときは、後任は理事会で決定する。

(評議員の定数)

第16条 この法人の評議員の定数は54名とし、次
の各分野の代表者で構成する。

本部代表評議員 12名

部門代表評議員 12名

支部代表評議員 18名

事業維持員代表評議員 12名

(評議員の選出)

第17条 定款第22条第1項に規定する評議員の選
出は、次の各号による。

一 本部代表評議員は、正員の投票により選出す
る

二 部門代表評議員は、部門に属する正員の投票
により選出する

三 支部代表評議員は、支部に属する正員の投票
により選出する

四 事業維持員代表評議員は、理事会で選出する
(役員および評議員の兼任)

第18条 役員は、他の役員を兼任することはできな
い。

2 評議員は、他の評議員、役員、部門役員、支部
役員を兼任することはできない。

(会長、会長代理不在時の理事会)

第19条 会長が理事会に出席できないときは、議長
は会長代理とする。会長代理も出席できないとき
は、出席役員の互選で議長を決める。

(監事の理事会への出席)

第20条 監事は理事会に出席し、意見を述べるこ
とができる。

(常務理事の定数および職務分担)

第21条 常務理事の定数および職務分担は、次の
とおりとする。

一 総務企画理事 1名 人事、文書、各種の
企画、その他一般庶務に関する事項

二 会計理事 1名 予算、決算、金銭の
出納、物品の保管、その他会計に関する事項

三 編修理事 1名 会誌の編修、図書の
出版、図書室の運営に関する事項

四 研究経営理事 1名 研究調査に関する
企画および各種調査委員会の調整、調査結果の
発表、図書室の運営に関する事項

(職員)

第22条 会長は、この法人に職員をおき、この法人
の事務に従事せしめる。ただし、事務局長の任免
は理事会の決議を要する。

第5章 2号代議員

(2号代議員の定数)

第23条 定款第25条の第2項に規定する2号代議
員の定数は35名以上45名以下とし、別に定める。

(2号代議員の選出)

第24条 定款第26条に規定する2号代議員の選出
は正員の投票により行う。

第6章 部 門

(部門の設置)

第25条 部門の設置は、理事会で定める。

(部 門)

第26条 前条の規定により設置される部門は、次の
とおりとする。

一 基礎・材料・共通部門

二 電力・エネルギー部門

三 電子・情報・システム部門

四 産業応用部門

五 センサ・マイクロマシン部門

(部門役員および委員の定数)

第27条 部門役員および委員の定数は、次のとおり
とする。ただし、次期部門長等その他に必要な役
員は必要に応じておくものとする。

部門長 1名 副部門長 2名

総務企画担当 2名 会計担当 2名

編修担当 2名 研究経営担当 2名

次期部門長等その他に必要な役員 2名

監 事 2名 委 員 11名以内

(部門役員および委員の選任)

第28条 部門役員および委員の選任は、次の各号に
よる。

一 部門役員は、部門に属する正員の中から、そ
の正員の投票により選出し、理事会で決定する。

二 次期部門長をおく場合は、前号の規定にかか
わらず、部門長には、次期部門長が昇格し、理
事会で決定する。

三 委員は、部門に属する正員の中から、部門役
員が選出し、部門役員会で決定する。

(部門役員および委員の任期)

第29条 部門役員および委員の任期は、通常総会終
了の翌日から翌々年の通常総会の日までとする。
ただし、次期部門長の任期は通常総会終了の翌日
から翌年の通常総会の日までとする。

(部門役員および委員の職務分担)

第30条 部門役員および委員の職務分担は、次の
とおりとする。

一 部門長は、部門の業務を総理し、部門を代表
する

二 副部門長は、部門長を補佐する

三 総務企画担当は、部門の企画、庶務を掌理する

四 会計担当は、部門の会計を掌理する

五 編修担当は、部門の編修を掌理する

六 研究経営担当は、部門の研究調査を掌理する

七 次期部門長は、副部門長とともに部門長を補

佐する。

八 監事は、部門の財産の状況、業務執行の状況を監査する

九 委員は、部門長および副部門長から委嘱された職務を執行し、部門役員会に出席することができる

(欠員の補充)

第31条 部門役員中に欠員を生じたときは、後任は部門役員会で選出し、理事会で決定する。

委員中に欠員を生じたときは、後任は部門役員会で決定する。

(部門事業報告)

第32条 各部門は、毎事業年度終了後1カ月以内にその年度の決算および事業報告を、会長に提出しなければならない。

第7章 支部および支所

(支部の設置)

第33条 支部の設置は、総会で定める。

(支部役員の数)

第34条 支部役員の数、次のとおりとする。

支部長	1名
総務企画幹事	2名
会計幹事	2名
協議員	6名以上20名以内

(支部役員の選任)

第35条 支部の役員は、支部に属する正員の中からその正員の投票により選出し、支部総会で決定する。

(支部長推薦の協議員)

第36条 支部長は、支部役員会においてその支部に所属する正員の中から選定した者2名以内を、協議員に推薦することができる。

この協議員は、その支部規程で定めた協議員の定数外とする。

(支部役員の任期)

第37条 支部役員の数、次のとおりとする。

一 支部長の任期は、通常総会の翌日から翌々年の通常総会の日までとする

二 支部長を除く支部役員の数、支部通常総会の翌日から翌々年の支部通常総会の日までとする

(支部役員の職務分担)

第38条 支部役員の数、次のとおりとする。

一 支部長は、支部の業務を総理し、支部を代表する

二 総務企画幹事は、支部の企画、庶務を掌理する

三 会計幹事は、支部の会計を掌理する

四 協議員は、支部長から委嘱された職務を執行する

(欠員の補充)

第39条 支部役員中に欠員を生じたときは、後任は支部役員会で決定する。

(支部監事の数、選任、任期、役割)

第40条 支部は、役員に準ずる立場として監事を設置するものとする。なお監事の数、選任方法、任期、役割は次のとおりとする。

一 監事の数、1名とする

二 監事の選任方法は、支部に属する正員の中から、支部役員が選出し、支部通常総会で決定する

三 監事の任期は、支部通常総会の翌日から翌年の支部通常総会の日までとする

四 監事の役割は、支部の財産の状況、業務執行の状況を監査することとする

(支部事業報告)

第41条 各支部は、毎事業年度終了後1カ月以内にその年度の決算および事業報告を、会長に提出しなければならない。

(支所)

第42条 各支部は、その地域内に支部総会の議決を経て支所をおくことができる。

第8章 会議および委員会

第43条 この法人は事業の一部を行うため、理事会の決議により会議および委員会をおくことができる。

第9章 会誌

第44条 この法人は、原則として毎月1回電気学会誌を発行し会員に配布する。

第45条 会誌は、一般に発売する。

第10章 大会および講演会等

第46条 この法人は、単独または他の学会と連合して毎年1回以上大会を開催する。ただし、理事会の決議により休会することができる。

第47条 この法人は随時、講演会等を開催する。

第11章 表彰

第48条 この法人は、電気に関する発見、発明上または電気学術上特に功労があった者に対し、金銭・物件または褒状の贈呈その他の方法により、その名誉を表彰することができる。

第12章 謝状および謝礼

第49条 この法人に金銭または物件を寄付した者には、謝状を贈呈する。

第50条 特にこの法人に功労のあった者には、金銭・物件または謝状を贈呈する。

第51条 会誌の寄稿者、刊行図書執筆者、講演会の講師等に対しては、謝状または謝礼を贈呈する。

第13章 電気規格

第52条 定款第4条第1項第三号の標準の制定のため、この法人内に電気規格調査会をおく。電

気規格調査会に関しては別に定める。

第 14 章 教育および出版

第 53 条 この法人は、学術の振興・普及のため、教育活動および図書出版などを行う。

附 則

- 1 この細則の改正は、理事会の承認のあった日から施行する。